

# 将来を見据えた「地域づくり」の考え方

～守谷市まちづくり協議会設立の提案～

平成 30 年 1 月

守 谷 市



## ーメッセージー

現在、地方自治体は、地方分権の進展や「まち・ひと・しごと創生法」の施行等により、地域の実情を把握し、自主性・自立性を高めることがこれまで以上に求められています。その一方で、少子高齢化による人口減少等の社会環境の変化、厳しい財政状況、さらには地域コミュニティの担い手不足、様々な課題に直面するなど、地方自治体の状況は大きく変化しています。

本市においても、十数年後には人口が減少に転じることが推計されており、将来、他の地方自治体と同様の課題が懸念されます。さらに、市全域ではなく、市内各地域に視点を向けると、地域の人口規模・年齢構成が大きく異なることから、地域における課題も様々であり、求める行政サービスも多種多様であることが推測されます。

例えば、高齢化が急速に進む地域においては、高齢者に関する課題解決のための行政サービス、子育て世代の転入が多い地域においては、子育てに関する課題解決のための行政サービスが必要となります。このようなことを考慮すると、市内一律かつ一方的な行政サービスの提供は、無駄を生むとともに、厳しい財政状況の中で継続することは困難です。

市全域における課題のみならず、各地域における課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくためには、これまでの均一・画一的な「行政主導のまちづくり」ではなく、地域や市民が主役となる「地域主導のまちづくり」に行政運営を転換していく必要があると考えています。

「地域主導のまちづくり」は、地域に住む市民自らが、地域の「現状」と「将来」を見つめ、「地域づくり」を推し進める活動を自らが行っていくということになります。市は、各地域の取組に必要なコト、取組だけでは補えないコトに対し、“ベストマッチ”した行政サービス（ヒト・モノ・カネ）を提供していくことで、「地域主導のまちづくり」を加速化させ、「地域づくり」を推し進めたいと考えています。

そこで、各地域の将来を見据え「地域づくり」を推し進める組織として、かつ「市民くらし満足度ナンバーワン」の“まち”を実現する手段として、各地域に「まちづくり協議会」という組織の設立を提案させていただきます。

平成 30 年 1 月

守谷市長 松丸 修久

## … 目 次 …



### 将来を見据えた「地域づくり」の考え方

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 将来を見据えた「地域づくり」の提案     | 1  |
| 1-1 守谷市の「人口変化」と「まちづくり」の現状 | 1  |
| 1-2 「人口変化」が地域に与える影響       | 5  |
| 1-3 守谷市が思い描く『理想の地域』       | 6  |
| 1-4 将来を見据えた「地域づくり」の提案     | 7  |
| 第2章 「まちづくり協議会」の設立         | 8  |
| 2-1 「まちづくり協議会」とは          | 8  |
| 2-2 「まちづくり協議会」設立の目的       | 11 |
| 2-3 「まちづくり協議会」の役割         | 12 |
| 2-4 「まちづくり協議会」と自治会・町内会の関係 | 13 |
| 2-5 「まちづくり協議会」の活動         | 13 |
| 2-6 「まちづくり協議会」の組織体制       | 16 |
| 第3章 「まちづくり協議会」の範囲         | 18 |
| 3-1 範囲の考え方                | 18 |
| 3-2 「まちづくり協議会」範囲の想定       | 19 |
| 第4章 守谷市における「まちづくり協議会」の将来像 | 24 |
| 第5章 守谷市(行政)の支援体制          | 25 |
| 5-1 人的支援                  | 26 |
| 5-2 財政支援                  | 26 |
| 5-3 活動拠点の支援               | 28 |



## 将来を見据えた「地域づくり」の考え方

---



# 第1章 将来を見据えた「地域づくり」の提案

## 1-1 守谷市の「人口変化」と「まちづくり」の現状

平成 27 年国勢調査の結果によると、全国の総人口は 127,094,745 人で、前回に比べて 962,607 人、0.8%の減少となりました。年齢別 3 区分人口の構成比は、15 歳未満人口 12.6%、15 歳から 64 歳人口 60.7%、65 歳以上人口 26.6%となっており、少子高齢化による人口減少社会が到来したと言えます。

本市の人口については、つくばエクスプレス開業の平成 17 年度以降に急増しましたが、現在の人口増加はかなり鈍化しています。既に松並土地区画整理事業も竣工しており、今後の人口は、転入超過数<sup>※1</sup>も横ばいとなり、十数年後に人口減少へ転じることが予想されています。各地区別の年齢別人口を見ても、将来、急激な高齢化や少子高齢化による人口減少が想定される地区が多くあり、自然増も多くは見込めない状況にあります（参考 1 参照）。

本市のまちづくりについては、平成 18 年度に「守谷市協働のまちづくり推進条例」を制定した上で、「協働のまちづくり<sup>※2</sup>」を掲げ、市民・市民公益活動団体・事業者・行政が一体となりまちづくりを進めてきました。

一方、国においても、第 27 次地方制度調査会<sup>※3</sup>答申（平成 15 年 11 月 13 日）「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」において、「住民やコミュニティ組織、NPO その他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべき」との記載があり、協働による分権型社会の推進が求められてきました。近年においては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部において、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」が開催され、平成 28 年 12 月に地域運営組織に関する最終報告書が取りまとめられました。この報告書の中では、これまでの市全域を見渡す「まちづくり」という範囲より、「地域づくり」・「地域運営組織」という、より小さな範囲での取組の必要性が取り上げられました。

「人口構成」や「まちづくりの考え方」が変化していく中で、本市においても、少子高齢化による人口減少という課題へ迅速かつ的確に対応し、将来にわたって活力あ

※1 転入超過とは、一定期間における転入数が転出数を上回っている状態を言います。転入超過数は、「転入数－転出数」により算出します。

※2 「協働のまちづくり」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことを言います。

※3 内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府の附属機関として設置される組織です（地方制度調査会設置法）。

る地域社会を維持していくために、「行政主導のまちづくり」から、より協働のまちづくりを推し進め、地域や市民が主役となる「地域主導のまちづくり」に転換する必要があります。

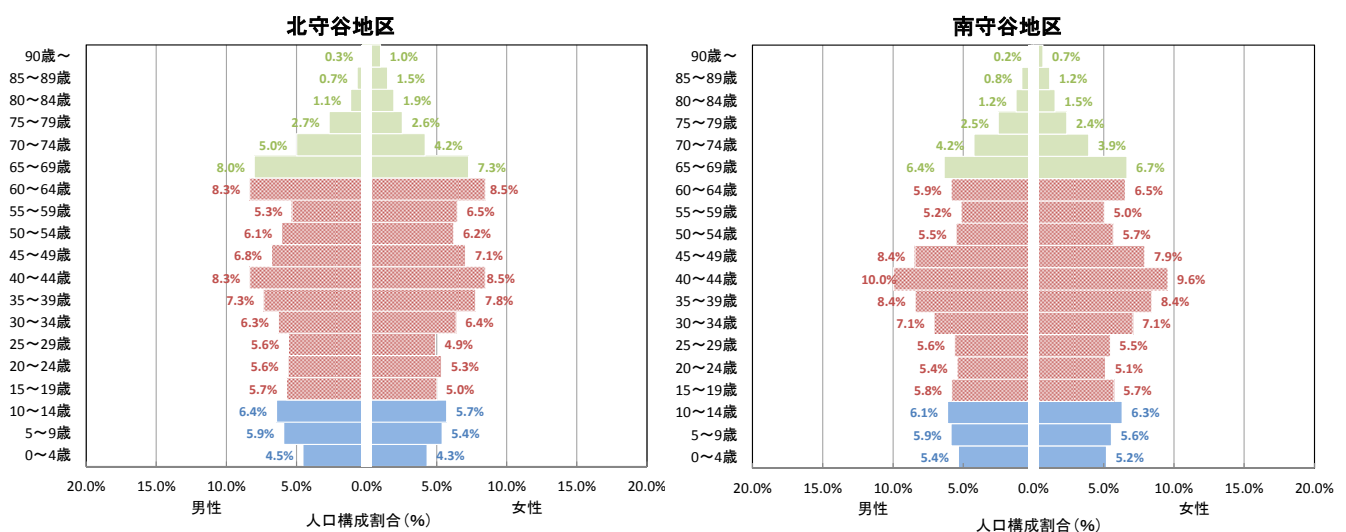
その一つとして、本市では、平成 24 年度から誰もが安心して生活していける地域を創っていくことを目的に、守谷市地域福祉計画を策定し、守谷市地域福祉活動計画により市民が主体的に地域福祉活動を展開しています。

しかし、毎年実施している「守谷市まちづくり市民アンケート」においては、「地域の課題解決のために自治会活動が必要だと思う市民の割合」が 84.1%と高い状況を維持している一方で、「自治会加入率」は減少傾向にあり、「自治会活動や地域のコミュニティ活動に参加している市民の割合」は低く、減少傾向にあります(参考 2 参照)。これは、地域の課題は地域で解決すべきと考える市民が多いにもかかわらず、個人の価値観や地域が抱える課題は複雑化、多様化していることで、「市民が自治会活動等への参画に踏み切れない」、「依然として地域課題は解決されない」状態が続いていることが推測されます。

#### [参考 1] 地区別人口構成（資料：守谷市人口ビジョン）

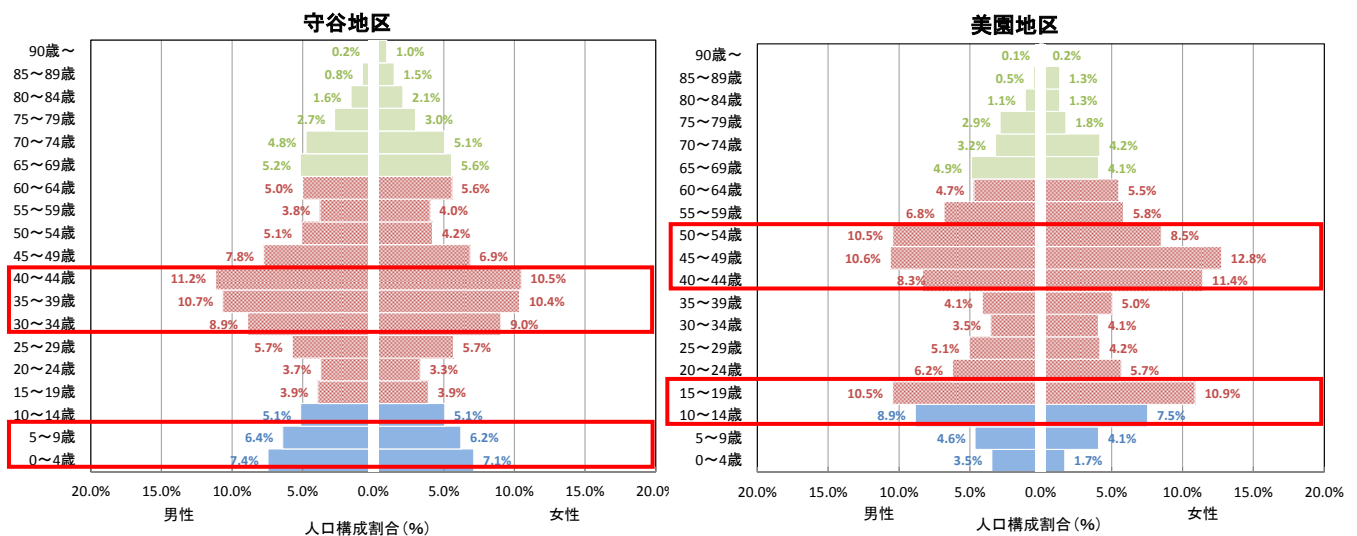
##### ◎持続性の期待できる地区（北守谷地区、南守谷地区）

北守谷地区や南守谷地区は、比較的長い時間を掛けて住宅地としての開発が進んできたこともあり、各年齢層が比較的均衡して所在し、短～中期的には持続的な地区の維持が期待できます。



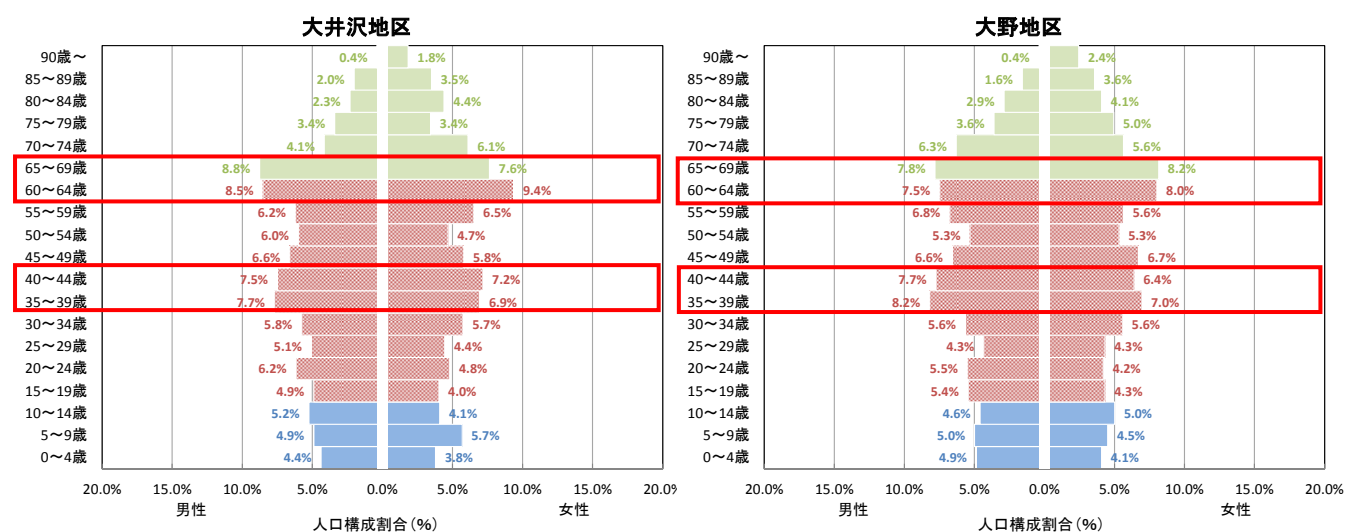
## ◎将来的には急激な高齢化が生じる懸念のある地区（守谷地区、美園地区）

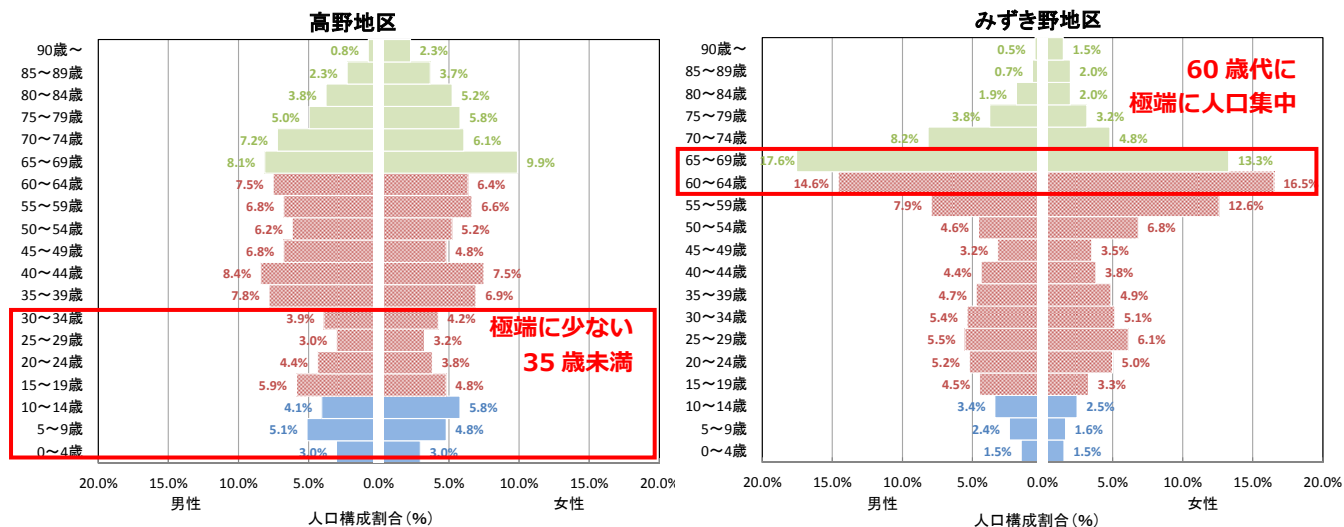
守谷地区や美園地区は、一定時期に集中して住宅地としての開発が進んだことから、極めて特定の層に人口が偏っており、時間の経過とともに急激な高齢化が生じる懸念があります。



## ◎一定程度高齢化が進んでおり、短～中期的に超高齢化・人口減少となる懸念がある地区（大井沢地区、大野地区、高野地区、みずき野地区）

現時点で中心的な年齢層が高齢者層及びその子ども（中年層）となっており、比較的近い将来において超高齢化・人口減少となる懸念があります。





[参考2] 市民の意向（資料：守谷市まちづくり市民アンケート）

| 地域の課題解決のために自治会活動が必要だと思う市民の割合  |          |          |          |
|-------------------------------|----------|----------|----------|
| 平成 24 年度                      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
| 84. 5%                        | 85. 5%   | 83. 6%   | 84. 1%   |
| 自治会加入率                        |          |          |          |
| 平成 24 年度                      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
| 71. 3%                        | 70. 3%   | 70. 9%   | 70. 0%   |
| 自治会活動や地域のコミュニティ活動に参加している市民の割合 |          |          |          |
| 平成 24 年度                      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
| 46. 4%                        | 48. 1%   | 45. 5%   | 43. 3%   |

## 1-2 「人口変化」が地域に与える影響

将来、人口の減少・少子高齢化の一層の進展によって、市民生活や地域経済、行政運営に発生する影響について、以下のような事象が予想されます。

### ■市民生活への影響

- ・ 人口や世帯数の減少により、空き家の増加が懸念されます。市街化調整区域における既存住宅の空き家化、昭和時代に開発された団地内での空き家発生、老朽アパートの入居率低下などの問題が顕在化すると予想されます。また、空き家・空き地の発生・増加により、住環境や防犯面への悪影響も懸念されます。
- ・ 人口減少により、高齢者向けサービス等を除く各種産業・サービスにおいて、需要減少（市場縮小）が見込まれます。これに伴い、地域内の商業・サービス施設の減少などが発生することで、市民の生活利便性が低下する懸念があります。
- ・ 高齢者（交通弱者）の増加により、地域内での移動手段の確保など新たな生活必需系サービスの必要性が高まると予想されます。
- ・ 高齢化の進展により、地域コミュニティの担い手不足が懸念されます。

### ■地域経済への影響

- ・ 人口減少により地域内の需要（市場規模）が縮小し、これに伴って、特に市民に便益を提供することが主たる事業である第3次産業（サービス産業）を中心に、経済規模・活力の低下が懸念されます。結果として、商業施設等が減少する一方で、空き店舗の増加が懸念されます。
- ・ 主たる働き手である生産年齢人口が減少することで、既存事業所における従業者・労働力の確保が難しくなる懸念があります。

### ■行政運営への影響

- ・ 人口減少と経済活動の縮小等により、税収の減少が懸念されます。一方で、都市基盤・インフラの維持・更新、高齢化の進展による社会保障費の増大といった歳出増加と相まって、財政運営の困窮が懸念されます。
- ・ 地域コミュニティの縮小・活力低下により、社会的コストの行政負担が増大する懸念があります。

### 1-3 守谷市が思い描く『理想の地域』

本市においても、ライフスタイルや個々のニーズの多様化、少子高齢化・人口減少等の社会環境の変化によって、地域のつながりの希薄化が進むとともに、地域コミュニティの担い手不足が懸念されます。さらに、生産年齢人口減少による税収の減、各公共施設が更新(改修等)の時期を迎えることから財政は非常に厳しく(参考3参照)、これまでのように均一・画一的な行政運営は難しい状況にあります。

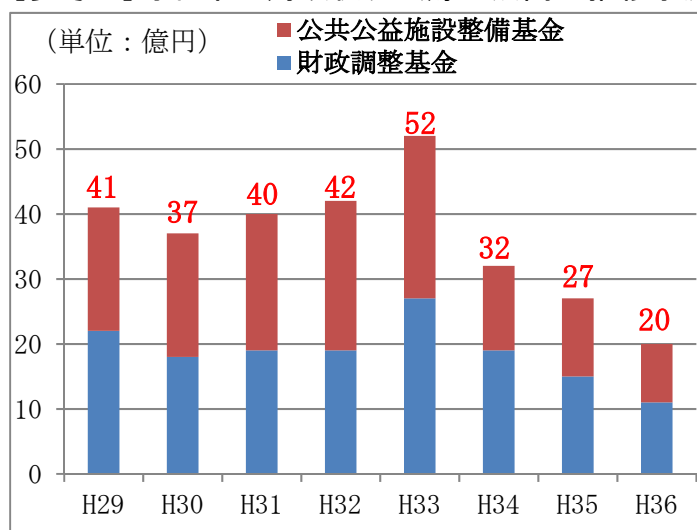
このような状況を踏まえ、本市においては、将来を見据え「市民と行政」との連携作業という「協働のまちづくり」ととどまらず、「市民同士」、「市民と団体・事業所等」もっと幅の広い「協働のまちづくり」を進めるとともに、市全域を見渡す「まちづくり」ではなく、より小さな範囲である「地域」において、各地域の特性を捉え、地域や市民が主役となる「地域主導のまちづくり」を加速化させる必要があると考えています。

「地域主導のまちづくり」を加速化させることで、市全域における課題のみならず、各地域における課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくことができ、本市が思い描く『理想の地域』の実現につながります。

#### 守谷市が思い描く『理想の地域』

■ 本市が思い描く『理想の地域』は、「地域づくり」や「地域課題の解決」に向け、地域自らが決定し、実行する“地域”です。

[参考3] 守谷市の財政状況（貯金残高の推移予測）



#### 【財政調整基金とは】

年度間の財源不足に備えるため、基金として積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金です。

#### 【公共公益施設整備基金とは】

公共公益施設を整備・改修するために、基金として積み立て、必要な時期に活用する基金です。

※ 今後、市の借入金残高は減少することが予測されますが、その一方で生産年齢人口減少による税収の減、各公共施設が更新(改修等)の時期を迎えることから財政は非常に厳しい状況にあります。

## 1-4 将来を見据えた「地域づくり」の提案

近い将来に直面するであろう「人口減少・少子高齢化の進展」や「財政状況の悪化」といった市全域の課題のみならず、「地域コミュニティの担い手不足」、「地域活力の低下」のような各地域における課題に対応するためには、地域や市民が主役となる「地域主導のまちづくり」を加速化させ、本市が思い描く『理想の地域』を実現することが必要です。その手段として、将来を見据えた「地域づくり」の提案をさせていただきます。

### 【将来を見据えた「地域づくり」の提案】

各地域において、行政が一定の支援をすることで「地域づくり」や「地域課題の解決」など地域が一体となり取り組み、「地域主導のまちづくり」を加速化させることができる組織、かつ市が思い描く『理想の地域』を実現する組織の設立を提案します。

この組織を「守谷市まちづくり協議会」と称し、ここに「守谷市まちづくり協議会設立に向けた考え方（案）」を示します。

※ 本市では、地域福祉活動計画に基づき、各地区実行委員会が様々な取組を展開しています。この各地区実行委員会に、より多くの団体等を取り込み、自治会・町内会と連携することで「協議会型組織」である「まちづくり協議会」へと“発展・拡大”していただきたいと考えています。

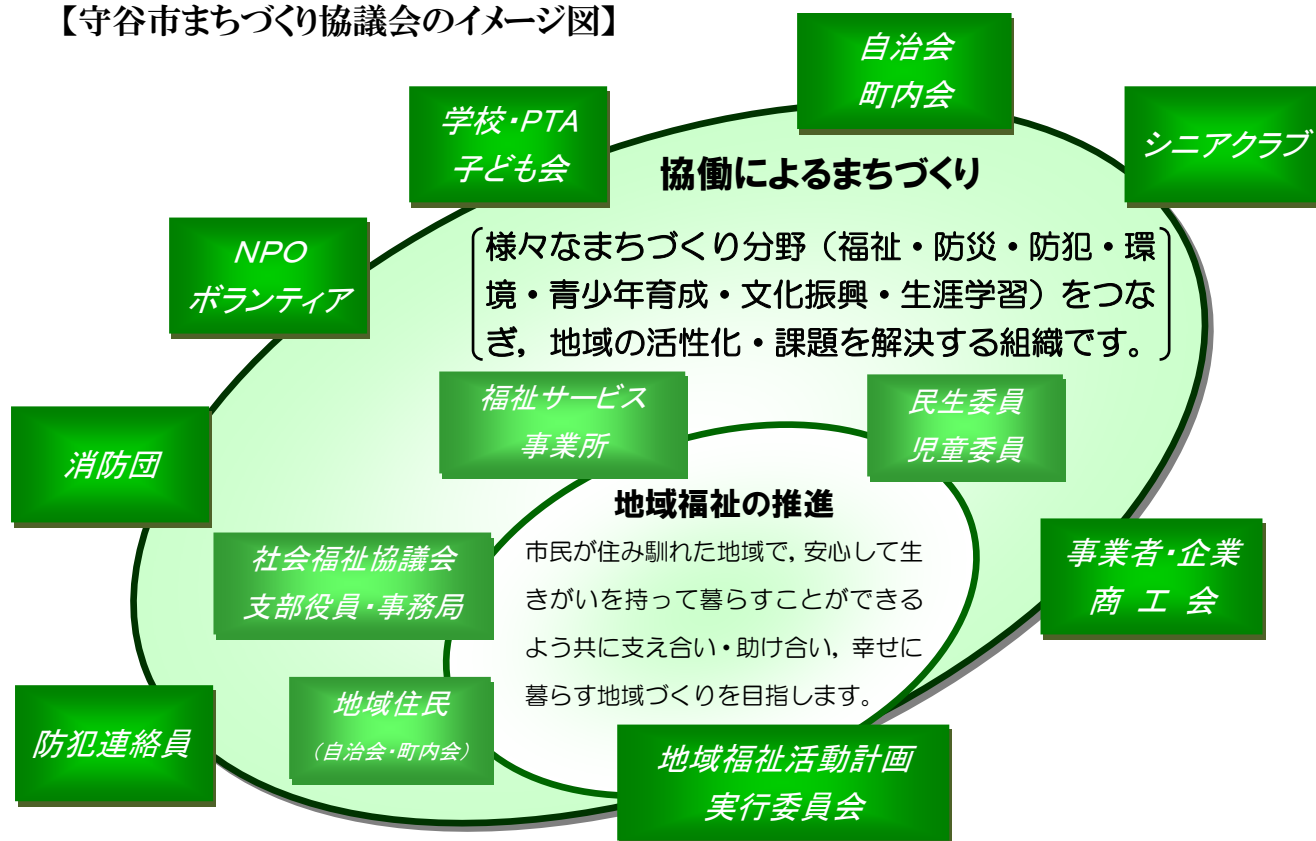
## 第2章 「まちづくり協議会」の設立

### 2-1 「まちづくり協議会」とは

市が提案する「まちづくり協議会」は、一定のまとまりのある地域において、居住する市民や地域に存在する様々な団体<sup>※1</sup>、事業者等が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、連携・協力することで地域を活性化させる（地域づくり）とともに、地域のことは地域で考え、地域が対応できる課題は協働して、その解決を図っていくことができる組織です。

また、本市では、地域福祉活動計画に基づき、各地区実行委員会が様々な取組を展開しています。この各地区実行委員会に、より多くの団体等を取り込み、自治会・町内会と連携することで「協議会型組織」である「まちづくり協議会」へと“発展・拡大”していただきたいと考えています。

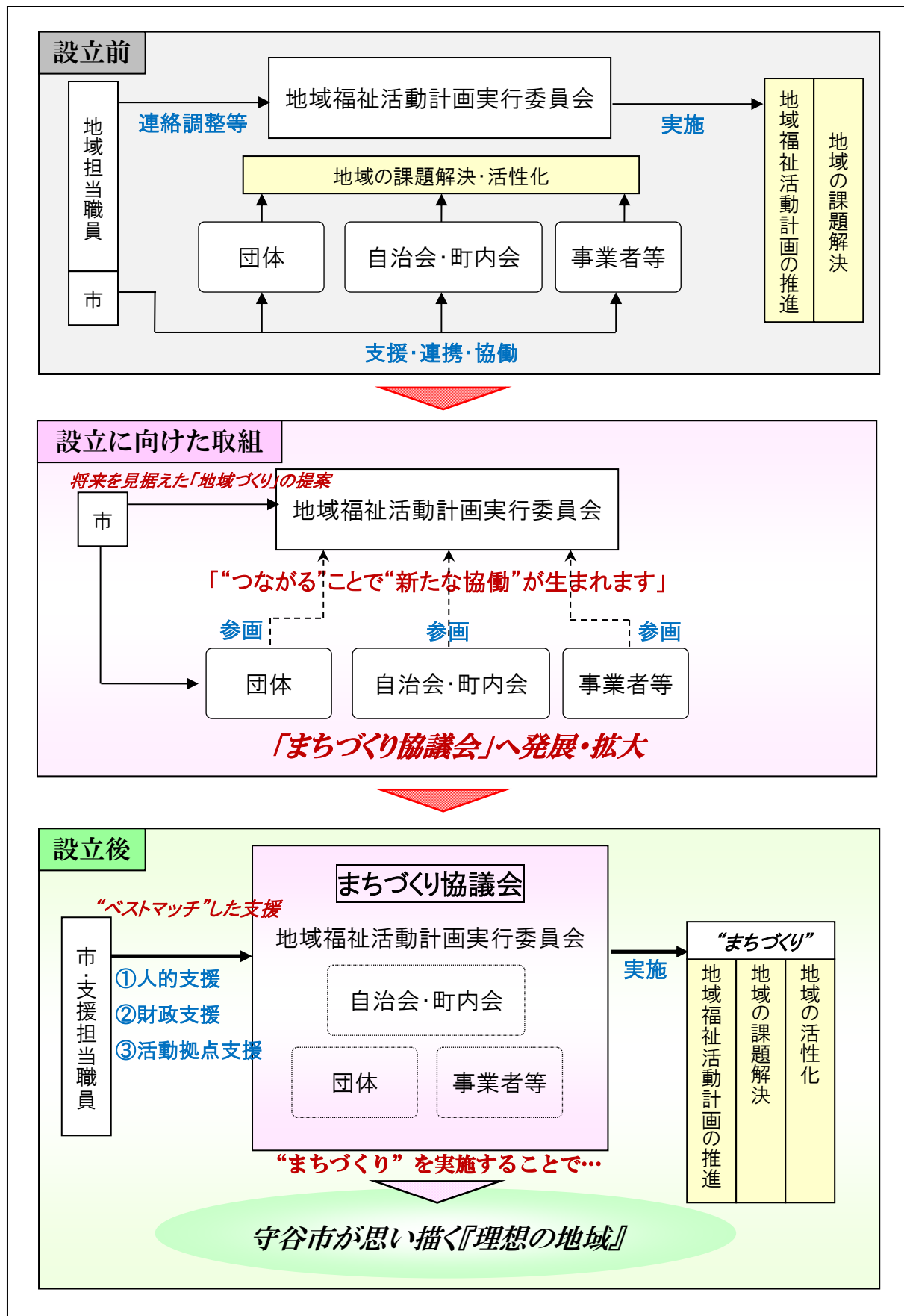
#### 【守谷市まちづくり協議会のイメージ図】



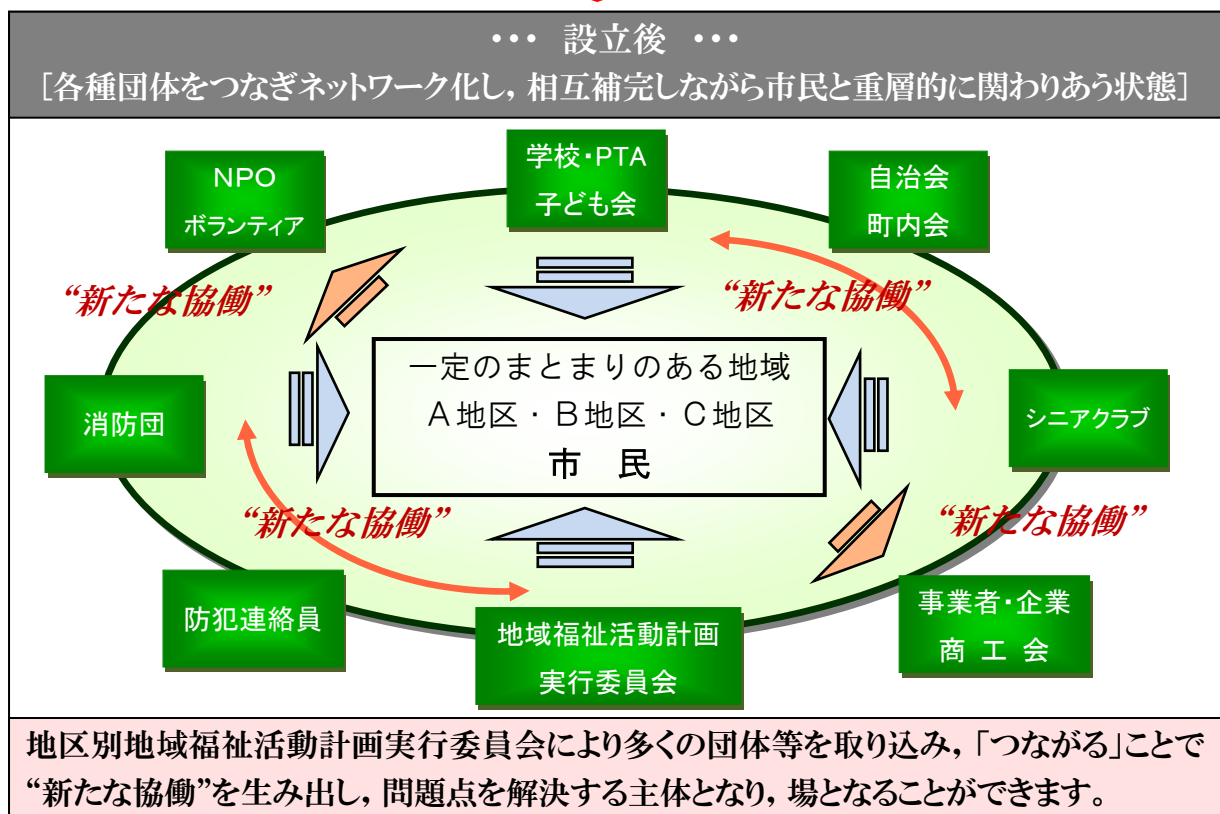
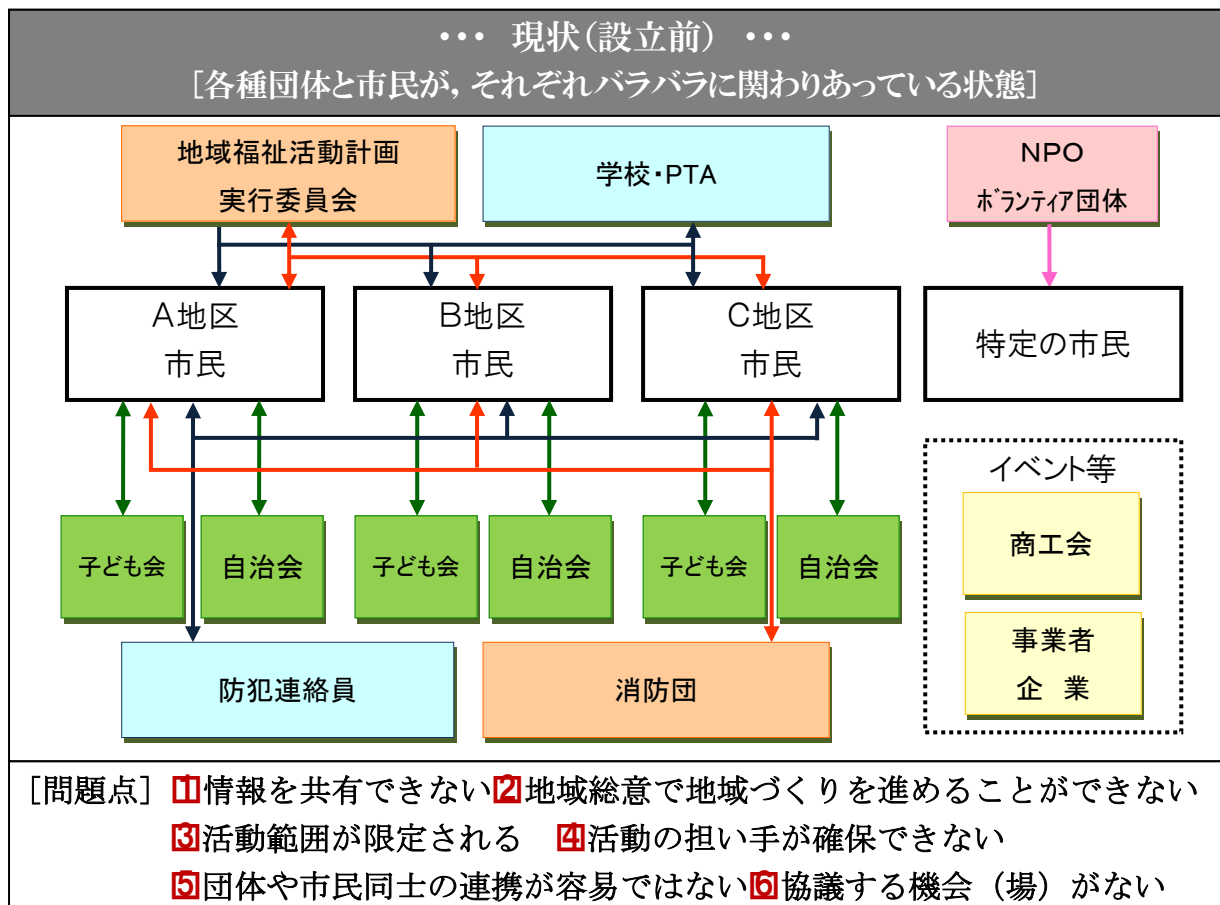
● 地域福祉活動計画実行委員会と別に新たな組織を設立するということではなく、地域福祉活動計画実行委員会が、「まちづくり協議会」へ発展・拡大することを想定しています。

<sup>※1</sup> 福祉分野に関する団体のみならず、「防災・防犯・環境・青少年育成・文化振興・生涯学習」等、様々な分野において活動している団体を想定しています。

## 【守谷市まちづくり協議会の設立イメージ図】



## 【守谷市まちづくり協議会の設立前と設立後のイメージ図】



## 2-2 「まちづくり協議会」設立の目的

市が設立を提案する「まちづくり協議会」は、「地域づくり」や「地域課題の解決」などに地域一体となり取り組み、「地域主導のまちづくり」を加速化させる組織です。

「まちづくり協議会」設立の具体的な目的を以下に掲げます。これらの具体的な目的は、「まちづくり協議会」が「地域づくり」や「地域課題の解決」に向けた取組を展開することで実現できると考えています。

### 目的1 多様化する地域の要望や課題に的確に対応することができる地域を創る

#### *[地域の課題解決]*

地域の要望や身近な課題を解決するためには、市民や各種団体等が単独で活動するのではなく、それぞれをつなぎ（ネットワーク化）、地域全体で意見を出し合い、行政も含めて連携・協力・相互補完することで、多様化する地域の要望や課題に、より的確に対応することができます。

また、自らが暮らす地域の課題や市民ニーズを把握した上で、早急に取り組む必要性が高いものに自ら優先順位を付け、地域全体の合意の基で課題解決に取り組むことが可能となります。

### 目的2 地域の将来ビジョンを地域全体が共有することで持続可能な地域を創る

#### *[地域づくりの継続]*

将来にわたって活力ある地域社会を持続していくためには、自分たちの住む地域が「将来どのような状況になっていくのか」、「どのような状況にしたいのか」を地域一丸となり考え、共通認識を持つことが必要であり、「まちづくり協議会」は、そのような場となることが期待できます。

### 目的3 『ひと』が育つ地域を創る

#### *[地域づくりを担う人材育成]*

少子高齢化の進展や人口減少、個々の価値観の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造や市民の意識が変化し続けていることから、今後、各団体等の担い手が不足することが懸念されます。「まちづくり協議会」に様々な団体、市民を取り込み活動することで、既存団体の活動を補完し合うことができるとともに、地域全体で新たなまちづくりの担い手を育てることができます。

## 2-3 「まちづくり協議会」の役割

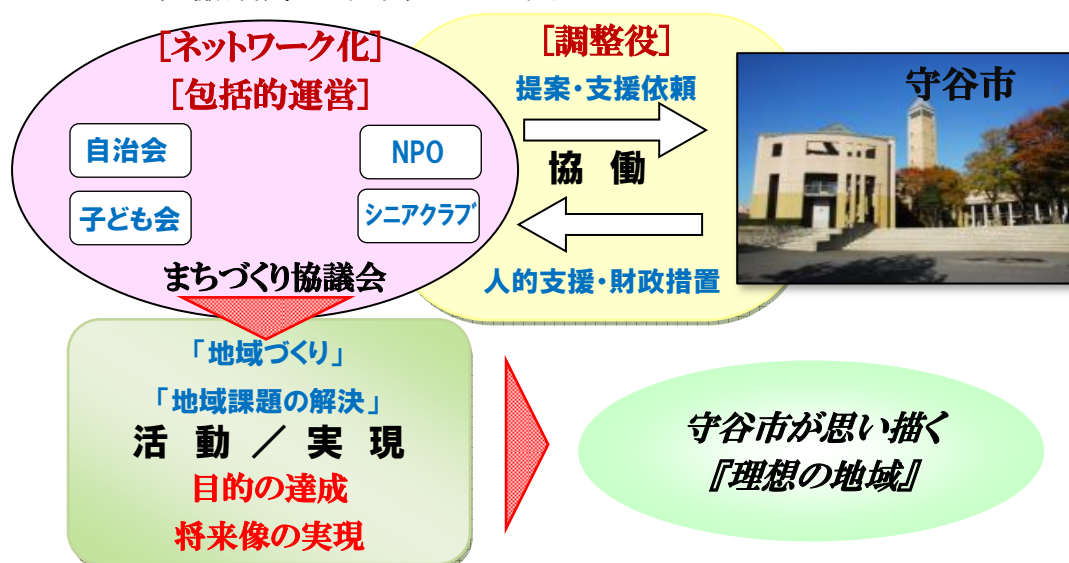
「まちづくり協議会」の役割は、2-2に掲げる目的を達成するために、一定のまとまりのある地域（自治会・町内会単位の地域より広い地域<sup>※1</sup>）に居住する市民や地域に存在する様々な団体、事業者等をつなぎ、ネットワーク化することで「協議会型組織」として一本化し、地域を包括的に運営していただきます。

また、「地域づくり」や「地域の課題解決」について協議し、自ら実施又は市へ提案をします。

### 「まちづくり協議会」の役割

- 地域に居住する市民や存在する団体、事業者等をつなぎ、ネットワーク化することで「協議会型組織」として一本化し、地域を包括的に運営します。
- 「地域づくり」や「地域の課題解決」に向け「まちづくり活動」を展開します。
- 市との調整役を担います。

### 【「まちづくり協議会」の役割イメージ図】



<sup>※1</sup> 自治会・町内会によっては、単一の自治会・町内会が「一定のまとまりのある地域」として捉えられる地域があると考えています。

## 2-4 「まちづくり協議会」と自治会・町内会の関係

2-1 【守谷市まちづくり協議会のイメージ図】にあるように自治会・町内会は、「まちづくり協議会」の一員となります。

自治会・町内会は、限定された地域での活動を担いますが、「まちづくり協議会」は、複数の自治会・町内会を含む一定のまとまりのある地域において、地域ネットワークを生かし、「地域づくり」や「地域の課題解決」について広がりを持って活動します。

地縁による団体であり、地域の現状を把握し活動している自治会・町内会が、「まちづくり協議会」の一員となり連携することは、「まちづくり協議会」を設立・運営する上で、非常に重要であると考えています。

## 2-5 「まちづくり協議会」の活動

「まちづくり協議会」は、設立目的の達成に向け2-3に掲げる役割を担い、様々な「まちづくり活動」を展開します。

市内において、各地域の特徴や課題は必ずしも一様ではありません。各「まちづくり協議会」は、地域の特徴や課題を的確に捉え、様々な特色ある「まちづくり活動」を展開することを想定していますが、参考として「具体的な活動の例」及び「活動の流れの例」を次に示します。

※ 「まちづくり活動」は、必ずしも新しい活動とは限りません。現在、実施している活動を「より充実させる」、又は、「より多くの方を取り込む」、「より広い範囲で実施する」といったことも考えられます。

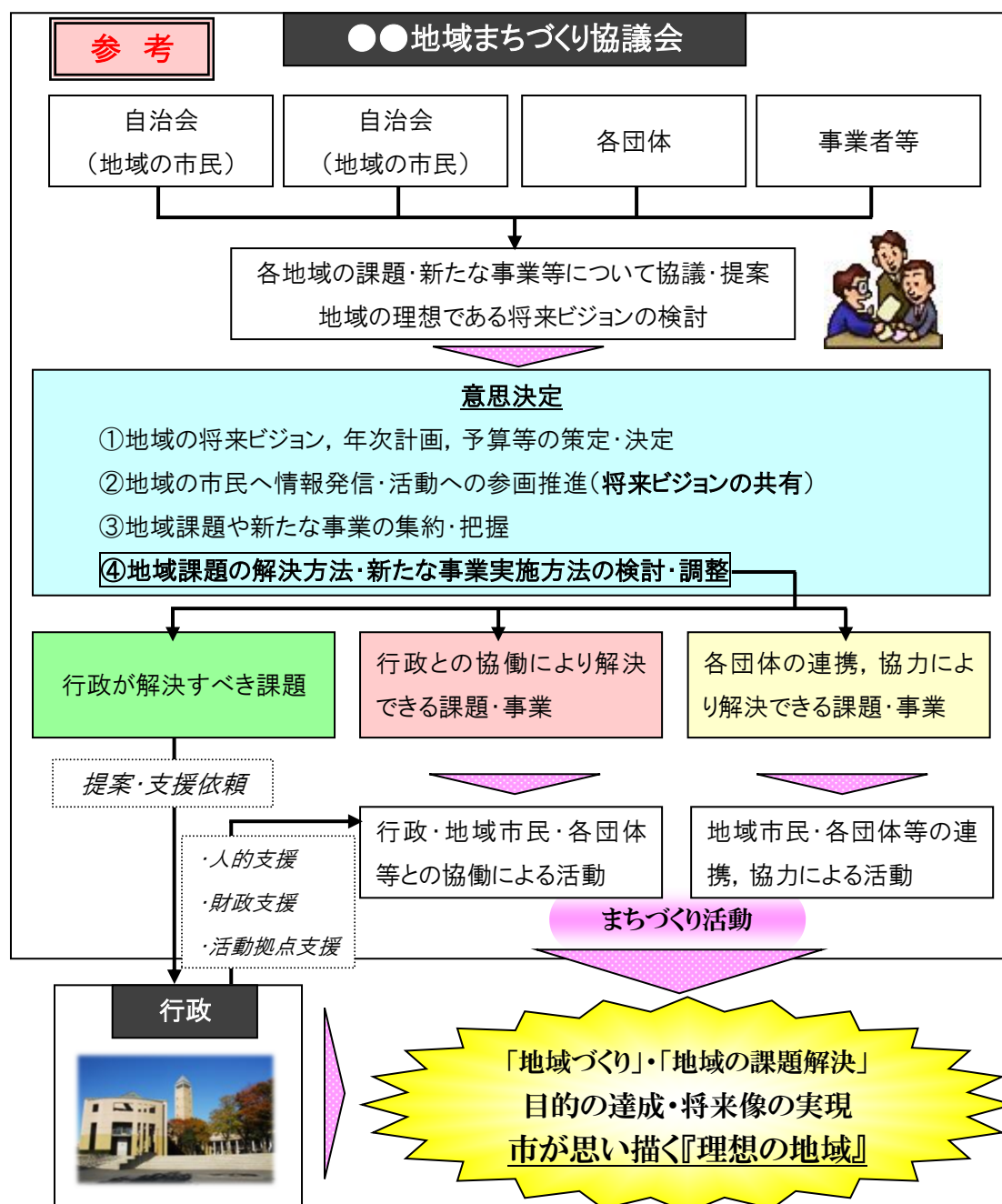
【「地域づくり」や「地域の課題解決」に向けた具体的な「まちづくり活動」の例】

| 分野    | 活動内容                                                  |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 防犯・防災 | 防災訓練，危険箇所マップの作成，交通安全教室，救命講習，防犯パトロール                   |
| 健康・福祉 | 健康体験教室（健康づくり・認知症予防・介護等），子育て支援，見守りネットワーク，ふれあいサロン，買い物支援 |
| 青少年育成 | 子ども体験教室，寺子屋，登下校見守り                                    |
| 自然・環境 | 環境美化（一斉清掃），花壇整備，環境体験教室                                |
| 教育・文化 | 伝統文化体験教室（地域の歴史・文化），伝統行事，生涯学習                          |
| 産 業   | 地場製品の消費拡大，コミュニティビジネス※ <sup>1</sup> （買い物支援・家事支援・移動支援）  |
| 親睦・交流 | 夏祭り，運動会，敬老行事，移住者歓迎会，コミュニティカフェ※ <sup>2</sup> の運営       |
| そ の 他 | 市への提案・支援依頼，市との各種調整，地区広報紙の発行，公共施設（公園等）維持管理             |

※<sup>1</sup> 地域の課題を地域にお住まいの方々が主体的に，ビジネス手法を用いて解決する取組です。

※<sup>2</sup> 地域にお住まいの方々に集える場を提供し，飲食を楽しみながら交流する場です。

【「まちづくり協議会」活動の流れの例】 ※一例となりますので参考としてください。



※ 【「まちづくり協議会」活動の流れの例】に示す活動ができるよう、次ページ以降に「まちづくり協議会」の組織体制の一例を示します。

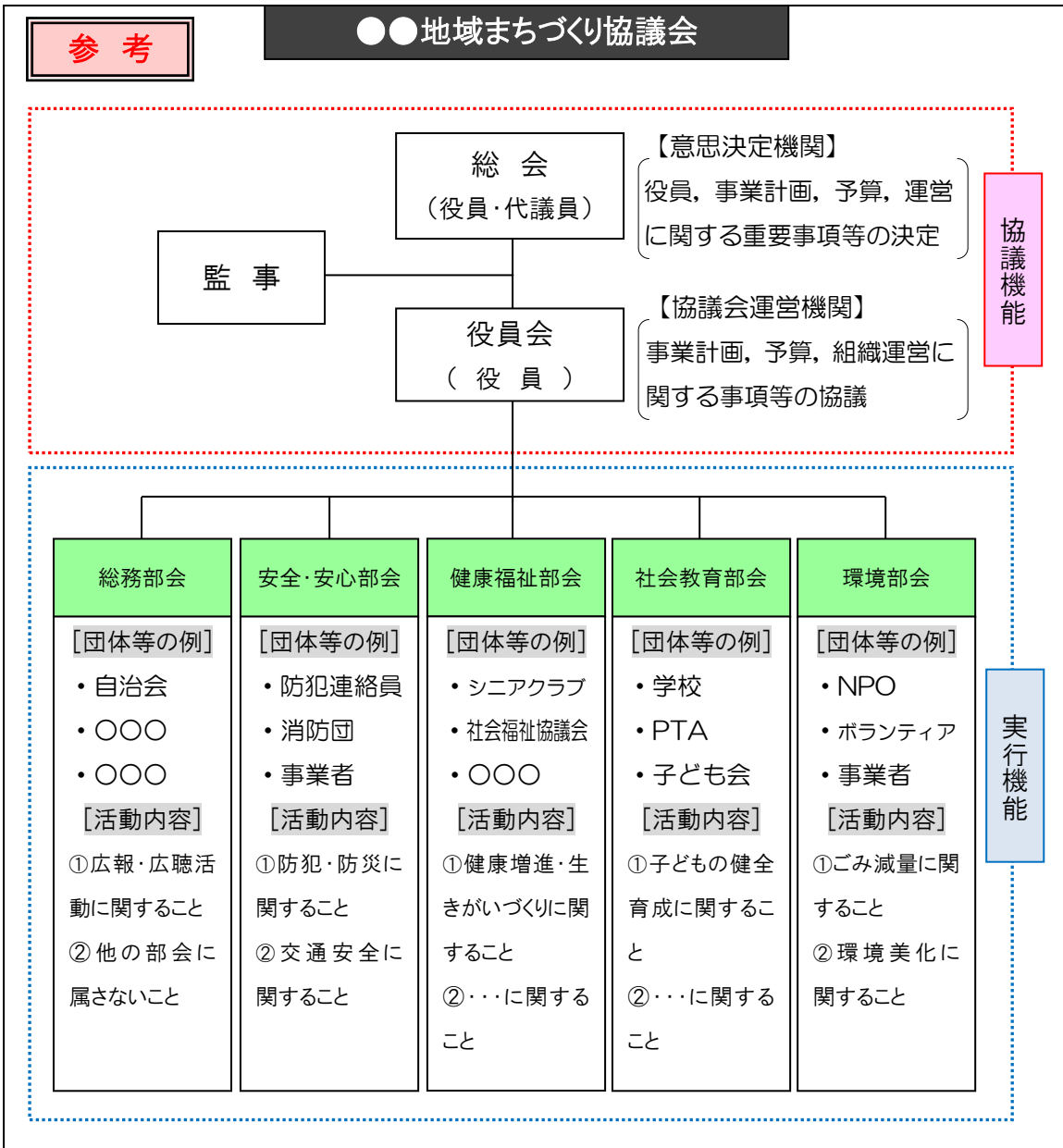
## 2-6 「まちづくり協議会」の組織体制

「まちづくり協議会」は、一定のまとまりのある地域内に居住する市民や様々な団体、事業者等で組織されます。「まちづくり活動」は、地域内に居住するすべての市民が対象となり展開されます。

「まちづくり協議会」の組織体制は、地域の実情に合わせて組織するものであるため、各地域によって多様な体制となることが予想されます。

参考として、一例を次に示しますが、この例にとらわれず、各地域において「まちづくり活動」を継続できる組織体制を検討してください。

### 【「まちづくり協議会」の組織体制の例】 ※一例となりますので参考としてください。



## 〔 協議機能 〕

### （１）総会

「まちづくり協議会」を代表する「役員」及び「代議員」によって組織され、「まちづくり協議会」の議決機関となります。

### （２）役員会

会長，副会長，会計，事務局員，各部長，区長等から構成され，「役員」として各事案を総会で諮るために協議し，その後，総会の議決事項に基づき，「まちづくり協議会」を運営するための協議をする機関です。この役員会に事務局を設置し，事務局員中心に事務（資料作成や各種調整）を処理します。

また，「役員」は，「総会委員」とともに議決機関である総会を組織します。

- 会 長：「まちづくり協議会」の長であり，会を代表する者
- 副 会 長：会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する者
- 会 計：「まちづくり協議会」の資金等を管理し，会計を処理する者
- 事務局員：「まちづくり協議会」運営に関する資料作成や各種調整を行う者
- 各部長：実行機能を有する各部会を代表する者
- 各自治会・町内会の会長（区長）：地域内の自治会・町内会を代表する者

### （３）監事

「まちづくり協議会」の資金等の状態や役員の業務執行を監督します。

### （４）代議員

「代議員」は，「まちづくり協議会」を構成する各団体・事業者等から選任された者，各自治会・町内会から選任された者，地域に居住する市民から推薦された者等で構成されます。

「代議員」は，「役員」とともに議決機関である総会を組織し，総会において意見を述べ，「まちづくり協議会」の運営，「まちづくり活動」に関する事項を決定します。

## 〔 実行機能 〕

### （１）各部会

各部には，地域の課題などの特性に合わせ，目的別の部会を組織します。その上で，各部会が連携しながら，総会の議決事項や役員会で協議された事項を実行します。

## 第3章 「まちづくり協議会」の範域

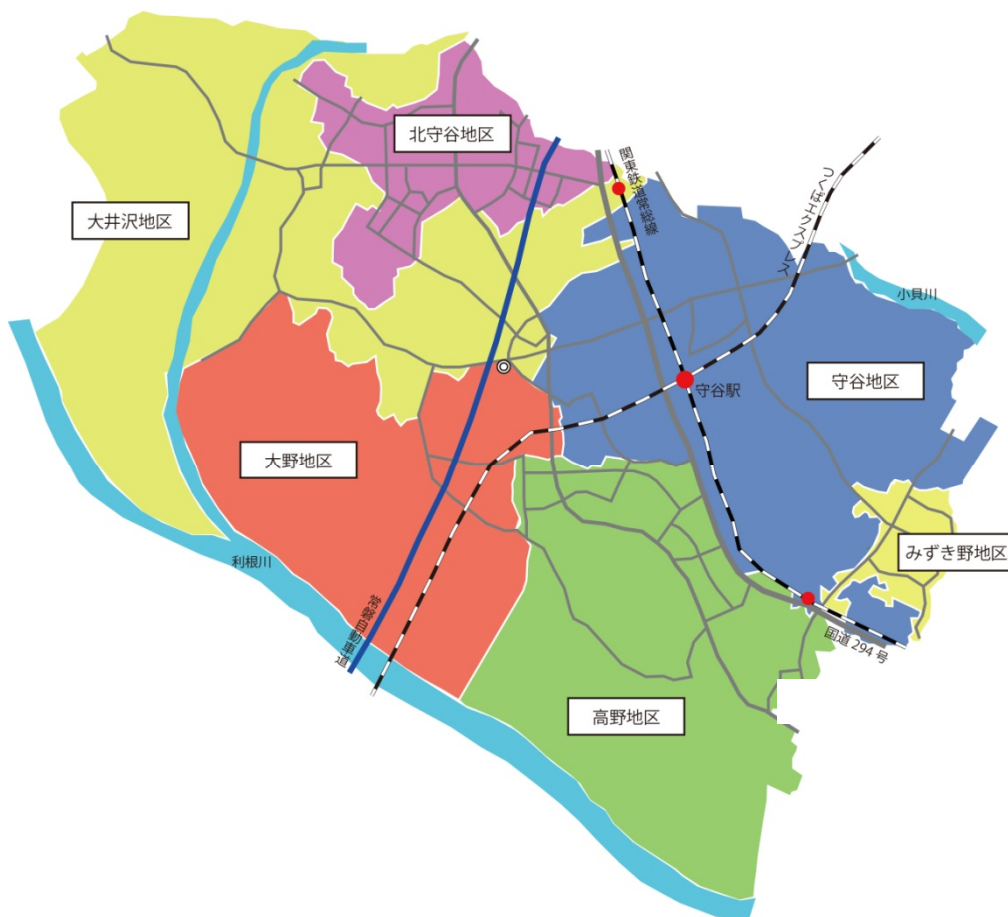
### 3-1 範域の考え方

範域<sup>※1</sup>は、顔が見える範囲、すなわち一定程度の区域の広がりを持ちつつ、市民相互のつながりが保たれる範囲であり、範域内人口は、1つの「まちづくり協議会」において、3,000人から8,000人程度<sup>※2</sup>と考えています。

市が考える範域は、「自治会連絡協議会・地域福祉活動計画実行委員会6地区<sup>※3</sup>」を基本としていますが、範域内人口を考慮すると6地区内を複数の範域に分ける、又は「小学校区」を範域とすることも考えられます。

しかしながら、最終的には地域の皆様に範域を決定していただきたいと考えています。

#### 【自治会連絡協議会・地域福祉活動計画実行委員会6地区】



※1 まちづくり協議会を形成する地域の範囲のことを「範域」と称します。

※2 市としては、範域内人口を3,000人から8,000人程度と考えていますが、地域の皆様が3,000人以下または8,000人以上を望む場合は、この限りではありません。範域を最終的に決定するのは、地域の皆様です。

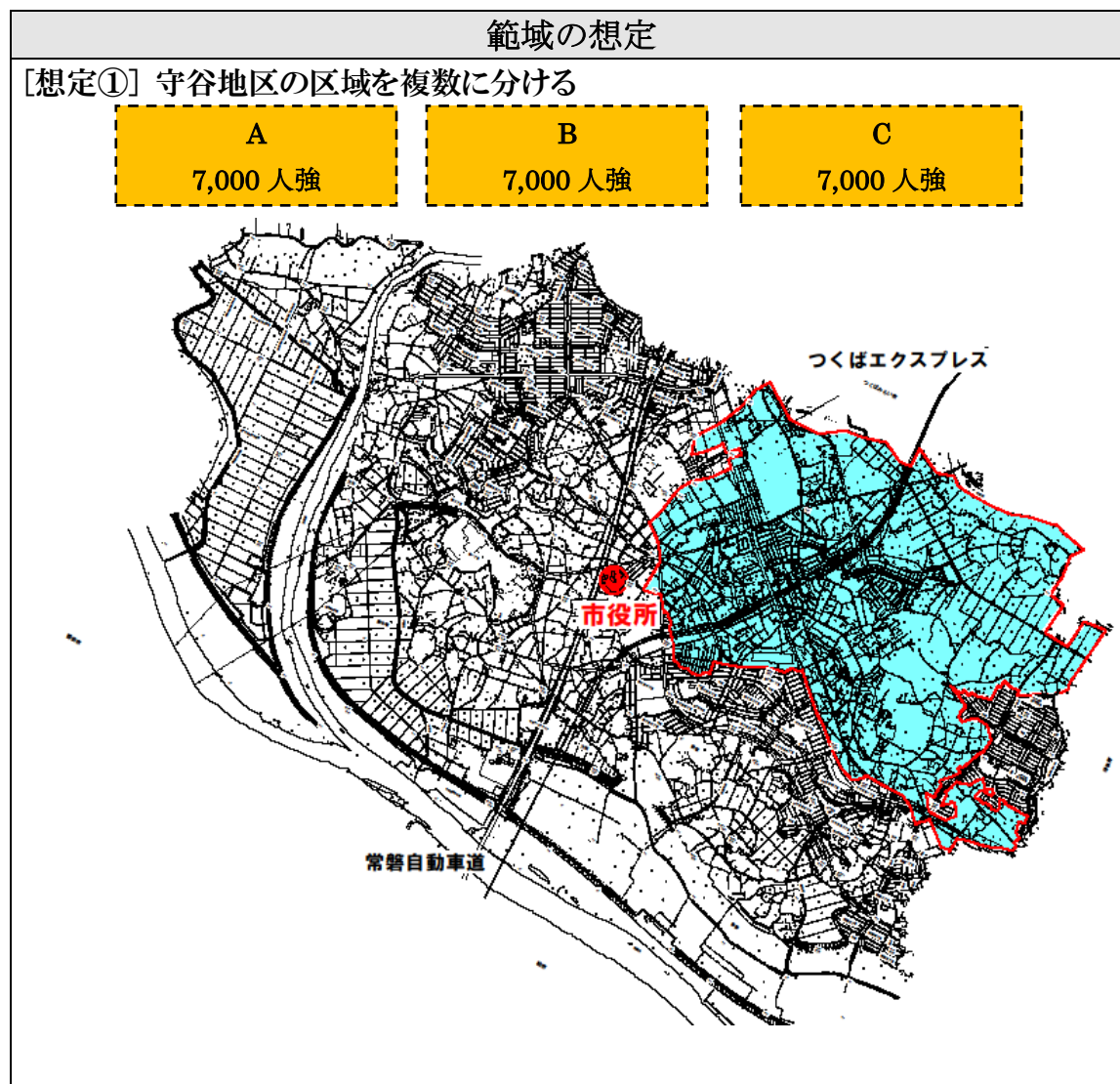
※3 自治会連絡協議会支部6地区と地区別地域福祉活動計画実行委員会6地区は、同範囲です。

### 3-2 「まちづくり協議会」範域の想定

「自治会連絡協議会・地域福祉活動計画実行委員会 6 地区」内を複数の範域に分ける、又は「小学校区」を範域とした想定を下記に示します。

#### 【守谷地区(地区人口 約 22,800 人)】

地区の範囲：赤法花，小山，同地，本町，松並，松並青葉，中央，ひがし野，百合ヶ丘

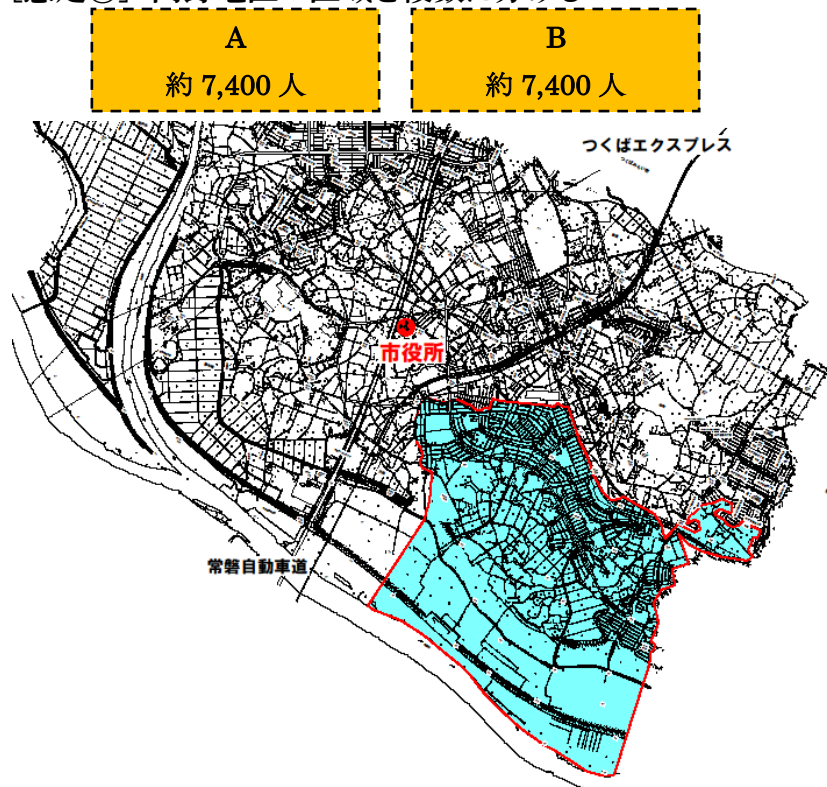


## 【高野地区(地区人口 約 14,800 人)】

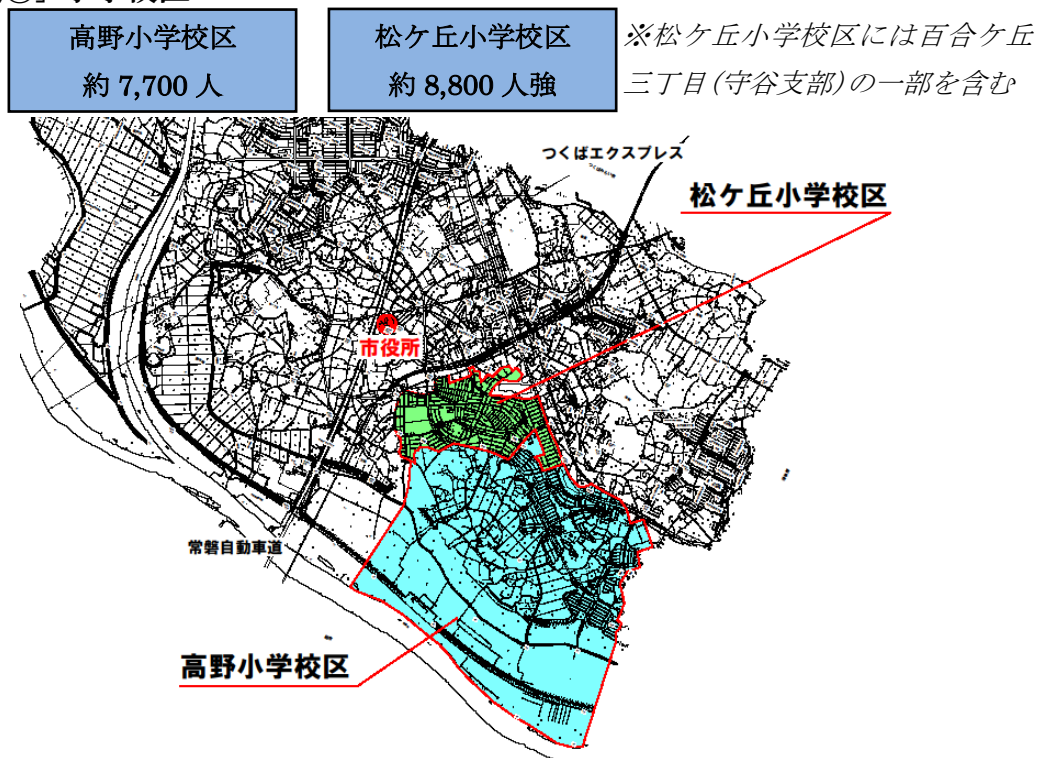
地区の範囲：乙子，けやき台，高野，鈴塚，松ヶ丘，美園

### 範域の想定

〔想定①〕 高野地区の区域を複数に分ける



〔想定②〕 小学校区



## 【大野地区(地区人口 約 3,000 人)】

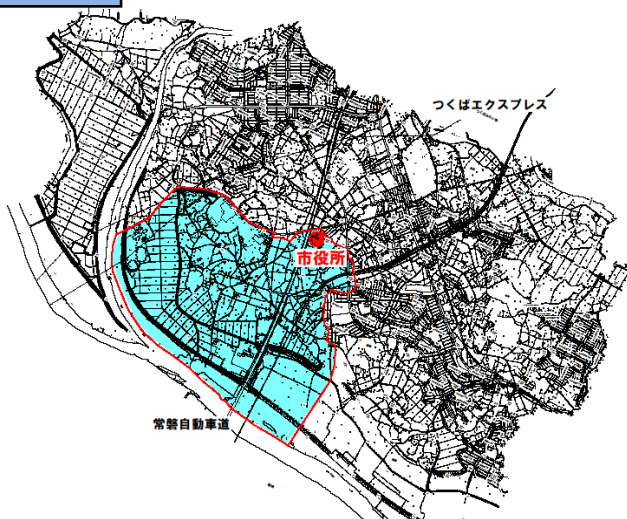
区域の範囲：野木崎，大柏，緑一丁目

### 範域の想定

#### [想定①] 大野小学校区・大野地区

※大野地区は，複数の範域に分けることを想定していません。

大野小学校区  
約 3,000 人



## 【大井沢地区(地区人口 約 3,400 人)】

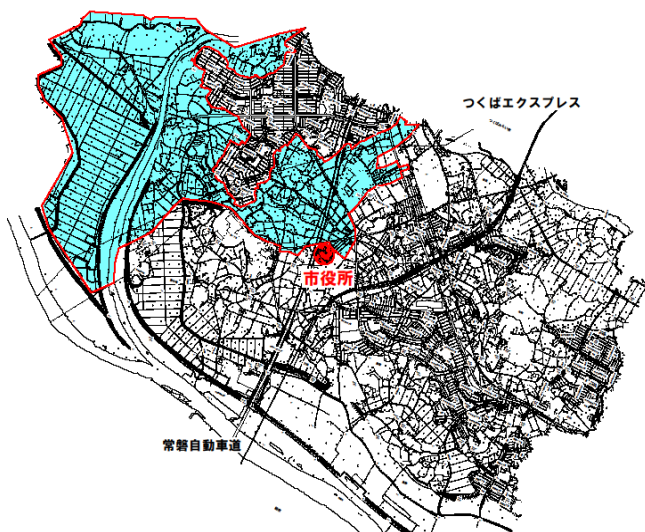
区域の範囲：大木，板戸井，大山新田，立沢，緑二丁目

### 範域の想定

#### [想定①] 大井沢地区

※大井沢地区は，複数の範域に分けることを想定していませんが，地区が広いため，最終的には地域の皆様に決定いただきたいと思います。

大井沢地区  
約 3,400 人



## 【みずき野地区(地区人口 約 5,000 人)】

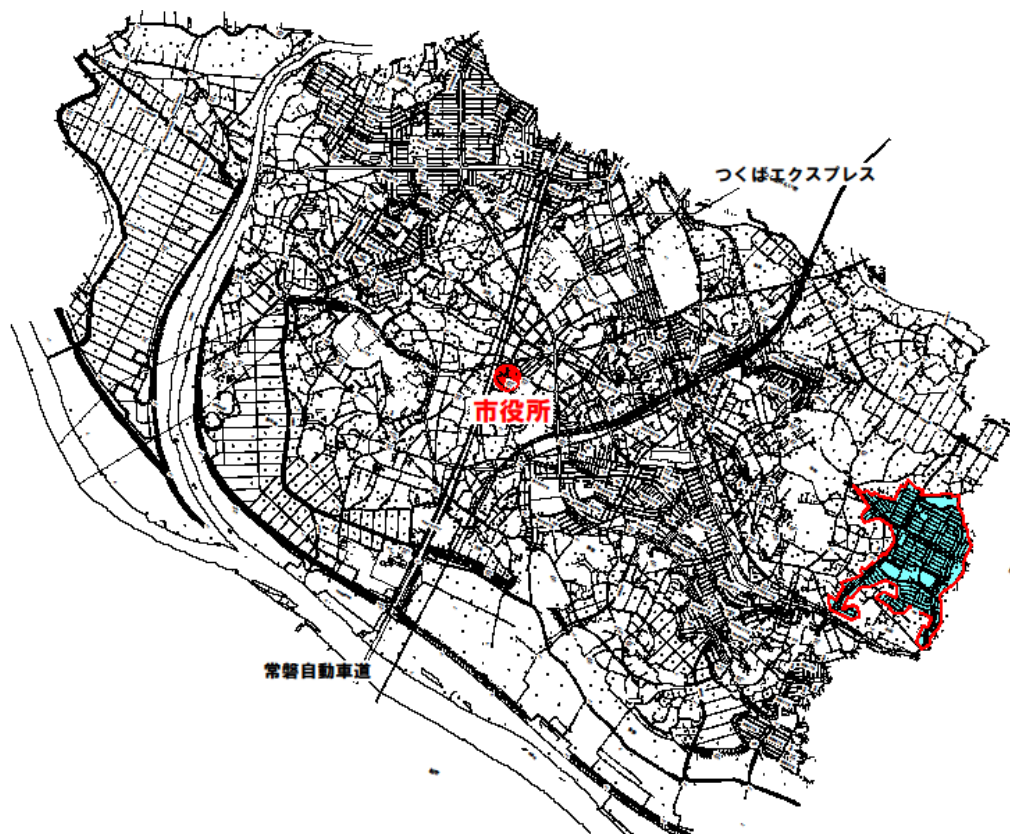
区域の範囲：みずき野

### 範域の想定

#### [想定①] みずき野地区

※みずき野地区は、複数の範域に分けることを想定していません。

みずき野支部  
約 5,000 人



[北守谷地区（地区人口 約 16,800 人）]

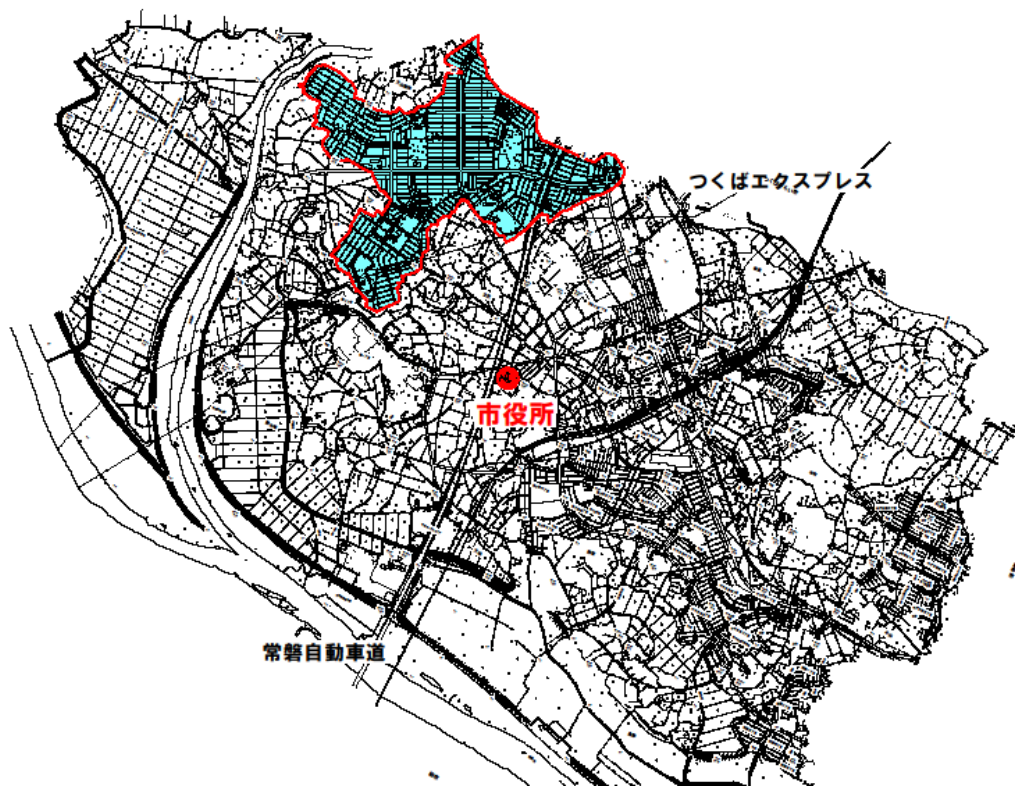
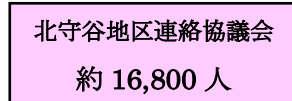
区域の範囲：久保ヶ丘，御所ヶ丘，松前台，薬師台

範域の想定

[想定① 北守谷地区の区域を複数に分ける]



[想定② 北守谷地区連絡協議会（既存の協議会）]



## 第4章 守谷市における「まちづくり協議会」の将来像

「まちづくり協議会」設立の具体的な目的として掲げた「多様化する地域の要望や課題に的確に対応することができる地域を創る」、「地域の将来ビジョンを地域全体が共有することで持続可能な地域を創る」、「『ひと』が育つ地域を創る」を実現することで、「地域主導のまちづくり」が加速化し、近い将来に各地域の「まちづくり協議会」が「地域自治組織<sup>※1</sup>」へ発展することを期待しています。

### 将来像

#### 地域自治組織への発展

社会構造や市民の意識が日々変化する中で、市民一人ひとりが、本市を愛し、誇りを持ち、「終（つい）のすみか」と望み、誰もが幸せに暮らせる「まち」を創るためには、各地域において、地域づくりの理念や方向性、将来ビジョンを市民自らが決め、市民自らの手で地域を創っていく必要があります。まさに「各地域の状況に即し自らが治める」ということであり、これは「地域自治組織」の確立となります。

そして、本市が思い描く『理想の地域』の実現でもあります。

本市が各地域において設立を目指す「まちづくり協議会」が、「地域自治組織」へと発展することで、持続的に地域力を創造することができ、行政のパートナーとして、誰もが幸せに暮らし続けられる個性豊かで活力ある「地域」を創ることができると考えています。

これにより、「市民くらし満足度ナンバーワン」の“まち”を実現することができるはずです。

<sup>※1</sup> 一定のまとまりのある地域において、「地域づくり」や「地域課題の解決」へ地域自らが取り組むとともに、地域のことを地域自らが決め、それを実行する組織です。

## 第5章 守谷市(行政)の支援体制

「まちづくり協議会」については、市内一斉・一律に進めるのではなく、地域の自主性・自発性を尊重しながら、地域の状況に応じた取組を段階的に進め、設立していただきたいと考えています。

そのために、市（行政）は、市内全域を見渡した一律な支援ではなく、地域が求める支援体制を構築し、「まちづくり協議会」の設立に向けた活動を段階的に支援していきます。

### 【まちづくり協議会の設立に向けた展開】

|           | 設立に向けた地域の展開                                                                                      | 市の展開                                                         |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第一歩       | —                                                                                                | 市民に対し「守谷市まちづくり協議会設立に向けた考え方（案）」を示し、将来を見据えた「まちづくり」の考え方を説明します。  |
| ステップ<br>1 | <b>【範域決定・設立準備会結成】</b><br>範域を決定し、様々な団体や市民、事業者等をつなぎ、地域ネットワークを構築します。これを基に「まちづくり協議会」設立に向けた準備会を結成します。 | 様々な団体の情報を提供するとともに地域ネットワーク構築、「まちづくり協議会」設立準備会結成のために人的支援を展開します。 |
| ステップ<br>2 | <b>【設立準備】</b><br>設立準備会において、様々な団体や市民、事業者等が、地域の課題を把握するとともに、将来ビジョンを共有し、「まちづくり協議会」設立に向けた準備を進めます。     | 協議会設立に向けて人的支援を展開します。                                         |
| ステップ<br>3 | <b>【設 立】</b><br>様々な団体や市民、事業者等が、地域づくりについて役割分担を決め、組織体制を整理し、「まちづくり協議会」を設立します。                       | 協議会設立に向けて人的支援を展開します。                                         |
| ステップ<br>4 | <b>【活 動】</b><br>将来ビジョンの実現に向け、「まちづくり活動」を実施します（地域づくり・人材づくり）。                                       | まちづくり活動に対し、人的支援・財政支援を展開します。                                  |

## 5-1 人的支援

市は、「まちづくり協議会」設立に向けた各地域の取組，設立後の「まちづくり活動」に対し，人的支援を展開します。

設立に向けた各地域の取組開始時は，生活経済部市民協働推進課職員が協議に加わります。

その後，設立に向けて取組が具体化する段階で，地域主導のまちづくり推進プロジェクトチーム※<sup>1</sup> 構成員等を各地域に支援担当職員として配置し（範域規模により人数を決定），様々な情報提供及びネットワークの構築，「まちづくり協議会」設立に関するアドバイスをさせていただきます。

「まちづくり協議会」設立後，支援担当職員は，市（行政）の窓口として「まちづくり協議会」との調整役を担うとともに，「まちづくり活動」の支援をさせていただきます。

## 5-2 財政支援

地域にベストマッチした財政支援を展開するために「（仮称）市民提案型予算制度（「まちづくり協議会」活動支援交付金制度）」を検討・導入し，「まちづくり協議会」の運営や「まちづくり活動」に係る費用の一部について，支援します。

また，現在，自治会・町内会等の活動に対し支援している助成・補助金制度等（参考4参照）についても，1本化することを検討し，地域の事務処理等の負担を軽減するとともに，よりまちづくりに資する助成・交付金制度としていきたいと考えています。

---

※<sup>1</sup> 地域主導のまちづくりを推進するために，庁内各課から職員を選出し，地域主導のまちづくりに関する施策を調査・検討するとともに，「まちづくり協議会」設立・運営を検討・支援する組織です。

**〔参考 4〕 現在の自治会・町内会，団体等への助成金・補助金等**

|                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 守谷市協働のまちづくり推進活動助成事業                                                                    |
| 内容：市民活動団体等の活動や地域住民による防災訓練に対し，助成金を交付します。                                                |
| 守谷市空き家等活用コミュニティ推進事業                                                                    |
| 内容：自治会・町内会，その他団体が，市が借り上げた空き家等を活用して，自主的に地域のコミュニティサロンを開設する事業です。市が，家賃等の経費を負担します。          |
| 守谷市地域福祉活動助成事業                                                                          |
| 内容：各地区地域福祉活動計画実行委員会の活動・事業に対して，経費を助成します。                                                |
| 守谷市自治公民館建設補助事業                                                                         |
| 内容：自治会・町内会等が，自治公民館を新築・改修・増築・修繕する際に補助をします。                                              |
| 守谷市公園等維持管理団体助成事業                                                                       |
| 内容：市に活動拠点をおく団体が，市が管理する公園等の除草作業を行った際に，助成金を交付します。                                        |
| 守谷市公園等里親事業                                                                             |
| 内容：市民で構成する団体が，公園等の里親として環境美化活動を行う際に，花苗や用具等を提供します。                                       |
| 守谷市市民公益活動助成事業                                                                          |
| 内容：市民公益活動団体が行う活動について，助成金を交付します。                                                        |
| 守谷市地区敬老行事助成金交付制度                                                                       |
| 内容：多年にわたり地区の発展に貢献した高齢者（満 75 歳以上の方）を敬い，その長寿を祝うとともに，地域住民との交流及び異世代交流を実施する団体に対して助成金を交付します。 |

### 5-3 活動拠点の支援

各地域に位置する公民館等や小学校を「まちづくり協議会」の活動拠点として、積極的に開放します。特に公民館等については、活動拠点としてだけでなく、「まちづくり活動」を支援できるような体制や仕組みも検討・構築していきたいと考えています。

#### 【活動拠点となりうる公共施設】

| 社会福祉協議会支部 | 施設名                                               |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 守 谷 支 部   | ■ 中央公民館<br>■ 守谷小学校<br>■ 黒内小学校                     |
| 高 野 支 部   | ■ 高野公民館<br>■ 高野小学校<br>■ 松ヶ丘小学校                    |
| 大 野 支 部   | ■ 大野公民館<br>■ 大野小学校                                |
| 大 井 沢 支 部 | ■ 市民交流館（大木）<br>■ もりや学びの里<br>■ 大井沢小学校              |
| みずき野支部    | ■ 郷州公民館<br>■ 郷州小学校                                |
| 北 守 谷 支 部 | ■ 北守谷公民館<br>■ 松前台小学校<br>■ 御所ヶ丘小学校<br>■ 大井沢小学校（再掲） |

## 将来を見据えた「地域づくり」の考え方

発行年月 | 平成 30 年 1 月

発 行 者 | 茨城県守谷市

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

TEL 0297-45-1111

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

担 当 課 | 生活経済部 市民協働推進課